

# 埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議設置要綱

## (設置)

第1条 インフルエンザワクチンの安定供給対策について、関係者間で協議等を行うため、「埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置するものである。

## (所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を把握する体制
- (2) ワクチンが不足した場合の融通方法
- (3) 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

## (組織)

第3条 対策会議の委員は、埼玉県保健医療部健康政策局長のほか、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他適当と認められる者

## (会議)

第4条 対策会議は、保健医療部健康政策局長が議長となる。

2 対策会議に議長が出席できない場合は、議長以外の委員に議長を委任することができる。

## (事務局)

第5条 対策会議の事務局は、埼玉県保健医療部薬務課及び同感染症対策課が担当する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、事務局で協議し、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。